

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス新旧対照表

(下線部が改正箇所)

箇所	改正後	改正前
6、7 ページ Ⅱ 用語の定義 2. 個人識別符号（法第2条第2項） 規則第三条及び第四条引用部分	規則第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 令第一条第七号イに掲げる証明書 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</u> 二 <u>令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号</u> 三 <u>令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u> 規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一 <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号</u> <u>二～九（略）</u>	規則第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一 令第一条第七号イに掲げる証明書 <u>同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号</u> 二 <u>令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</u> 規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一 <u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第四十七条第一項及び第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</u> 二 <u>健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</u> <u>三～九（略）</u> 十 <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第七条</u>

		<u>の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</u> <u>十一～二十</u> (略)
7 ページ Ⅱ 用語の定義 2. 個人識別符号（法第2条第2項） 本文	「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。 具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）に係るものについては、<u>保険者番号及び被保険者等記号・番号</u>が該当する。 したがって、当該 <u>保険者番号及び被保険者等記号・番号</u> のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。	「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。 具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）に係るものについては、<u>被保険者証及び高齢者受給者証の記号、番号及び保険者番号</u>が該当する。 したがって、当該 <u>記号、番号及び保険者番号</u> のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。
58 ページ 別表1 健保組合等が保有する個人情報の例 適用関連の項右欄	・ <u>保険者番号及び被保険者等記号・番号</u>、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・ 資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等） ＊任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先	・ <u>記号・番号</u>、氏名、生年月日、性別、個人番号、<u>被保険者枝番</u> ・ 資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等） ＊任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先